

《建設企業分科会（令和3年9月21日）》

〈要旨〉

- ・奈良市上下水道事業会計について
- ・定期監査の指摘について（住宅課・公園緑地課）
- ・公園整備事業について
- ・奈良市バリアフリー特定事業計画について
- ・八条・大安寺周辺地区のまちづくりについて

〈会議録〉

無所属の林政行です。よろしく申し上げます。

最初に、奈良市水道事業会計の財政状態を見ていると、旧奈良市域の水道事業では資産が負債を大幅に上回り、経営が安定していますが、都祁水道事業と月ヶ瀬簡易水道事業は、資産を負債が上回る状況で、債務超過の状況に陥っており、厳しい財政状況となっています。

そこで水道事業会計の現状認識について、経営部参事お聞かせください。

令和2年度の奈良市水道事業会計決算書の24ページの2報告セグメントごとの営業収益等にあるように、水道事業は資産774億円に対し、負債は409億円で365億円資産を負債が上回っております。

都祁水道事業は資産34億円に対し、負債は41億円で7億円の債務超過となっております。

月ヶ瀬水道事業は資産6.6億円に対し、負債は8億円で1.4億円の債務超過となっております。

水道事業全体では、資産815億円に対し、負債は458億円で357億円資産を負債が上回っております。

委員ご指摘のとおり、旧奈良市域の水道事業では資産が負債を大幅に上回っております。経営は安定していますが、都祁水道事業と月ヶ瀬簡易水道事業では、資産を負債が上回る状況で、債務超過の状況に陥っており、厳しい財政状況であると認識しております。

答弁でもお答えいただいたように、都祁水道事業と月ヶ瀬簡易水道事業は、資産を負債が上回る状況で、債務超過の状況に陥っています。

そこで、今後の改善計画などがありましたら、経営部参事お聞かせください。

上下水道事業は巨大な施設型産業ですので、いつかは施設が壊れます。将来にわたって健全な施設を持続していくためには施設の最適化や更新事業が必要です。

都祁地区、月ヶ瀬地区においても、健全に施設が維持できるように、抜本的な施設等の更新計画を策定中です。

具体的には小規模な配水池の統廃合や老朽化したポンプ設備や管路の耐震化工事を行い、維持管理コストを削減することで、少しでも収益と債務超過を改善できるよう努めて参りたいと考えております。

また水道事業全体として、健全経営を行うためにも、中長期的に収益を確保し、資金留保に努めて参ります。

都祁、月ヶ瀬の水道事業については、債務超過が少しでも膨れ上がらないよう、計画を予定されていることがわかりました。

それでは、令和3年度に実施予定の具体的な対応がありましたら、経営部参事お聞かせください。

都祁地区においては、老朽化した配水管を耐震管に取替する工事として針町で延長230m、口径150 耗配水支管改良工事や、法定耐用年数を経過したポンプの計画的な取替工事として都祁吐山町他2か所でポンプ更新工事などを実施する予定です。

月ヶ瀬地区においては、同様に配水管の取替工事として月ヶ瀬桃香野で延長460m、口径150～75 耗配水支管改良工事や、ポンプの取替工事として月ヶ瀬桃香野他3か所でポンプ更新工事などを実施する予定です。

また緑ヶ丘浄水場での、遠方監視の一元化のため、国が定める仕様に基づく水道標準プラットフォームによる都祁・月ヶ瀬各施設遠方監視装置更新工事に伴う設計業務を実施する予定です。

さらに、都祁地区の北部浄水場を今年度から休止して、維持管理費用の削減に取り組んでおります。

取替工事の取組も、また遠方監視の一元化もですが、単なる取替ではなく、利用者の利便性が向上する一方で、現場の職員の方々の負担をより効果的に少なくする取組だと伺っております。これらの取組は、課題を抽出して、その課題を単に改善するだけでなく、より良くしていく取組と感じていますので、今後も計画等に準じて取り組んでいただくようお願いいたします。

その他の意見要望は、次の下水道事業会計の質問と一緒にさせていただきます。

奈良市下水道事業会計は、公共下水道事業では資産が負債を少し上回っていますが、農業集落排水事業は資産が負債が上回る状況で、債務超過に陥っており、また両会計を合わ

せても債務超過であり厳しい財政状況となっています。

公共下水道事業は令和元年度から黒字化を達成していますが、農業集落排水事業は企業局発足以来赤字を計上しており、資産規模では公共下水道事業の10分の1にも満たないにもかかわらず債務超過額は3倍程度に膨らんでおり、より厳しい経営状況と判断いたします。

そこで下水道事業会計の現状認識について、経営部参事お聞かせください。

令和2年度の奈良市下水道事業会計決算書の63ページの2報告セグメントごとの営業収益等によると、公共下水道事業は資産926億円に対し、負債は921億円で5億円資産が負債を上回っております。

農業集落排水事業は資産74億円に対し、負債は84億円で10億円の債務超過となっております。

下水道事業全体では、資産1,000億円に対し、負債は1,004億円で4億円の債務超過となっております。

委員ご指摘のとおり、奈良市下水道事業会計は、公共下水道事業では資産が負債を少し上回っていますが、農業集落排水事業では資産を負債が上回る状況で、債務超過の状況に陥っており、両会計を合わせましても債務超過の状況であり、大変厳しい財政状況となっているという認識です。

両会計を合わせても債務超過の状況で、大変厳しい財政状況ということではありますが、今後の改善計画などがありましたら、経営部参事お聞かせください。

先ほども申しましたとおり、上下水道事業は巨大な施設型産業ですので、いつかは施設が壊れます。将来にわたって健全な施設を持続していくためには施設の最適化や更新事業が必要です。

本市の下水道事業の施設は、既に流域下水道に接続して広域的に利用している施設と、本市が単独で処理場を持っている施設、農業集落排水施設があります。後者については、施設の統廃合、広域化・共同化に向けて検討を県と市町村で行っていく必要があります。

本市では、3つの単独処理場（平城・佐保台・青山）と1つの農業集落排水施設（精華地区）を流域下水道へ接続することを求めています。

また、昨年度には、月ヶ瀬地区の長引の農業集落排水事業を月ヶ瀬の公共下水道に接続しました。残りの農業集落排水施設についても同様の考え方で取り組んで参ります。

さらに、本市では、下水道施設全体の中長期的な施設の状況を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画を策定しております。

この計画により、施設を最適化することにて、維持管理コストを削減し、少しでも収益

と債務超過を改善できるよう努めて参りたいと考えております。

また昨年度の料金改定により、令和2年度以降は収益が黒字化したことから、引き続き、維持管理コストの削減などの企業努力により累積欠損金や債務超過の解消に努め、下水道事業全体として、健全経営を図って参ります。

人口減少が進み、収入も自ずと減少していく中においても、上下水道事業とも、将来にわたって健全な施設を持続していくことは企業局の使命でありますから、市民の利用料を抑えていくためにも、施設の最適化や更新事業が重要であること、また一つの方策だということは理解しました。そのために、様々な方針等も検討や計画されていることもわかりました。企業局単体で進めることができないものもありますので、一筋縄にはいかないとは思いますが、愚直に進めていただくようお願いします。

続いて、令和3年度に実施予定の具体的な対応と、上下水道事業を通して最後に何かありましたら、経営部参事お聞かせください。

今年度は、東部地域等の農業集落排水事業において、特に更新事業はございませんが、都市部の公共下水道は、主な事業として、ストックマネジメント計画に基づき、奈良市単独処理区における管渠点検及び調査業務、これはマンホールからカメラで管内の劣化度を調査するもので、今年度は1,296箇所実施する予定です。劣化が進んでいる箇所については次年度以降に管渠の改築や修繕を行います。

管渠の建設改良工事については、令和2年度から2か年で法蓮町～川久保町地内の吉城川バイパス築造工事、口径1,500㎜、延長440mを施工しております。

改善計画の中で、単独処理場を流域下水道へ接続する計画の実施につきましては多くの課題があり相当な年数を要することから、まずは3処理区を平城処理区に集約して効率的な汚水処理を実施するため、3処理区の統廃合計画の策定に取り組んでおります。

上下水道事業は、人口が多くても少なくても、一定規模の施設を必要とします。

上下水道料金は、奈良市内であれば、どの地域であっても統一の料金体系を採用しております。

このため、施設の規模と料金収入が比例していない小規模な都祁・月ヶ瀬の水道、東部・月ヶ瀬の農業集落排水事業は、セグメントごとに比較すると債務超過となっております。

今後においても、会計全体で健全経営を維持していくとともに、都祁・月ヶ瀬を含む東部地域については民間活力の一層の導入を図り、効率的に運営を進めて参りたいと考えております。

今後、会計全体で健全経営を維持していくということではありますが、会計全体で健全経

営を維持することに重きを置いてしまったことで、一事業の会計が火の車となり、気が付いた時には、既に会社全体で支えきれず、やむなく会社を畳むということは民間ではありえませんが、公営企業の企業局は、各事業会計に重きをおいて、各事業に取り組んでいただくよう要望します。

また、現在、県域水道一体化の議論が進められています。一方で奈良市も合併という形で、水道事業の一体化を経験しています。

規模が全く違うこと、財政上の措置も違うことなどから、簡単な比較にはなりません。それでも経営を安定させていくことは、これまでの上下水道事業の各セグメントの資産と負債の状況からも難しいことが伺えます。

また合併当時も、合併してから様々な課題が新たに出てきて、ご苦労されてきたのではないかと考えます。

このようなこれまでの経験も考慮に入れ、市民や議会に県域水道一体化に伴う情報を提供して下さることを要望します。

次に、定期監査で指摘されている事項2点について伺います。

令和2年度第3回定期監査によると、市営住宅の同一棟内における共用部床の修繕において、階やエリアごとに、各々予定価格20万円以上50万円未満の修繕6件を、約3週間の間に、同一業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約で実施されています。

これらの修繕について、添付されている写真を見る限り、別々に発注する必要性はないと判断されています。

また、市営住宅の同一の空き部屋等における浴室、照明、畳、便所、床等の各設備の修繕を、各々20万円を超えない程度の契約金額で同一業者と別々に随意契約で実施している事例が多数あり、中には、合計すると200万円を超えるものも見受けられます。

これらの修繕について、書類上、施工日は別々になっているが、添付されている写真を見ると、時系列に矛盾があり、同時に施工したのではないかと見受けられます。

これらは、競争入札を避けるための分割発注と思われるので、厳に慎まれたいと指摘されています。

この指摘を受けて、今後の改善策を住宅課長お聞かせください。

令和2年度の定期監査に於いて、同一団地の廊下の修繕を3週間の間に複数実施したことに対する指摘を頂いている。

当該修繕は、当初、市営住宅の入居者からの指摘により一件目を着手したものの、

実施前の調査では、他の部分を修繕に至るまでの不具合とは判断していなかったため、当初の1件のみの修繕に着手した。

着手後、他の入居者から高齢化者の転倒などを危惧する強修繕要望を複数頂いた他事が

ら、順に追加で発注する事になった。

他の業者に発注する事で、施工の内容や、仕上げ等の差を生じさせることが無いよう、最初に依頼した業者に引き続き修繕を依頼したことから、監査に於いて指摘を受ける事となった。

また、空き室の改修について、比較的綺麗に思われた住宅の修繕範囲を見誤り、着手前には確認できなかった不具合等などの修繕を追加する必要が生じる等した事案について指摘を受けたもの。

住宅の修繕に於いては、最初の修繕に着手後に五月雨的に修繕箇所が発見される事もあり、入居者の生活に不自由を生じさせない様、順次対応を行っている。

ただし、修繕については住宅の経年における老朽化や設備等の日常の使用部の劣化によるものが増えており、対処療法的なものとなっていることから、抜本的な対策として、中、長期的な計画に基づいた全般的な改修や修繕対策が必要で有ると考えている。

当課としては、競争入札を避けるために分割発注とした意思は全く無かったが、誤解を生む結果となった為、今後については修繕内容と対応順序の精査に努めるなど再発防止を図る。

私としても理解できるところもありますが、監査の指摘は大変重いものでありますので、今後このような指摘がないよう慎重に取り組み、併せてお答えいただいた通り、修繕内容と対応順序の精査に努めるなど再発防止を図っていただくよう要望します。

続いて、令和2年度第3回定期監査では、公園整備工事において、見積り合わせ通知書受領票に、見積り合わせに参加する業者名が全者記載されており、通知書を受け取りに来た業者が他の参加業者を把握できる状態になっていた。

このような状態では業者同士で見積金額の調整が行われるおそれがあるため、受領票に他の参加業者名を記載しないようにされたい。

と指摘されています。

この指摘を受けて、今後の改善策を公園緑地課長お聞かせください。

見積り合わせ通知書受領票に、見積り合わせに参加する業者名が全者記載されているとご指摘をいただきました件は、現状すべての見積り合わせ通知書受領書において、業者名の記載をしておりません。

今後につきましては、このようなことがないよう職員への指導を徹底して努めてまいります。

住宅課の要望と同じとなりますが、課としても指摘を認めておられますので、監査の指摘は大変重いものであり、今後このような指摘がないよう慎重に取り組み、併せてお答えいた

だいた通り、指導の徹底も努めていただくよう要望します。

次に、公園整備事業について伺います。

この事業の目的及び事業概要を公園緑地課長お聞かせください。

現在、奈良市が保有する公園施設は老朽化した施設が多く、公園施設の改築・改修が必要であるため、利用者の要望を踏まえ、優先順位を付けて整備工事を実施している。

また、公園施設長寿命化計画に基づき、緊急度の高い遊具や耐用年数の古い遊具から順次、遊具の更新を実施している。

続いて、令和2年度の取組内容と今後の取り組みを公園緑地課長お聞かせください。

令和2年度公園整備工事においては、市民からの要望により、フェンスや手すりの設置等の工事を実施した。また、公園の園内灯をLED照明に切り替え、光熱費や維持管理費の削減を行った。

また、公園施設長寿命化対策整備事業においては、17公園で41基の遊具を更新した。

今後については、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、地域住民のふれあいや健康増進等を図れる公園の整備を進める。

公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、地域住民のふれあいや健康増進等を図れる公園の整備を進めているということでもあります。

オリンピック・パラリンピックを契機に、奈良市もより一層の共生社会・インクルーシブ社会の実現を推進していくべきであり、遊具の更新や園路の改修においても、今後は、誰もが利用しやすく使いやすい遊具や園路を考慮に入れた公園マネジメント基本計画を進めていくべきと考えますが、奈良市の考えを公園緑地課長お聞かせください。

公園利用を考えるうえでも、全ての人と一緒に利用できるインクルーシブな考え方が必要である。

今後、公園整備事業においては、そのことを念頭に置き検討していきたい。

このことについては以前にも似た答弁をいただいておりますが、インクルーシブな考え方を念頭に置いて検討されるということでありありがとうございます。

公園整備工事では、市民からの要望により、フェンスや手すりの設置等の工事をされたということでもあります。確かにそれは利用者のニーズの把握に努めている結果で大変意義のあることではありますが、一方で、地域住民のふれあいなども図っていくのであれば、地域住民が自然とふれあうことのできる仕掛けを、市が積極的に作っていくべきと考えます。

その仕掛けとは、以前市が実施していた「まちの食卓」もそのひとつかもしれません。

また、遊具一つにとっても、誰もが利用できる遊具であれば、新たな公園利用者が増え、そこから新たな地域住民とのふれあいが始まるかもしれません。

同時に、誰もが利用できる遊具であれば、障害ある子どもたちも利用できますので、障害を持つ子どもたちと地域住民がふれあうことで、自然と障害への理解が進むことも考えられます。

私が常日頃求めている誰もが利用できる遊具は単なる仕掛けであります。それにより行政が取り組んでいる、こころのバリアフリーにも結びつき、それが結果的に、共生社会・インクルーシブ社会へと繋がっていく、これが本来の目的であります。

公園は市民にとって身近であるからこそ、公園マネジメント基本計画や公園整備事業などにおいては、私の考え方がしっかりと反映させた内容や取り組みを行っていただくよう強く要望します。

続いて、奈良市バリアフリー基本構想で定めた実施すべき特定事業等に基づいた「奈良市バリアフリー特定事業計画」が平成27年7月策定されました。

その特定事業計画に基づく都市公園特定事業計画では、川之上町（かわのかみちょう）街区公園と旭水（きょくすい）公園を整備対象とし、だれでも利用しやすく、気軽にくつろげる公園の整備を行うとの整備方針が示されています。

これらは様々な事業内容が設定されていますが、実施期間最終年度の5年目となる令和2年度に実施した取組と、仮に未実施である場合、令和3年度の取組や今後の方針も併せて公園緑地課長お聞かせください。

川之上町街区公園においては、「視覚障害者誘導用ブロックの設置」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」との現状課題があり、接道する市道には視覚障害者誘導用ブロックが設置されておらず、今後、ならまちとしての総合的なバリアフリー化において関係課との調整が必要となる。また、ベンチの増設においては、現在、背伸ばしベンチを含め5基のベンチが設置済である。

旭水公園においては、「歩道からの視覚障害者誘導用ブロックの誘導がない」、「スロープ部に手すりがない」「多機能トイレに鏡が設置されていない」との現状課題があり、公園内には視覚障害者誘導ブロックが設置しており、歩道上と公園を接続する誘導ブロックを設置する必要があり、道路管理者と調整します。手すりについては、予算要求を行い設置していく。多機能トイレの鏡については、以前には設置してありましたが、いたずら等が多発し、現在は撤去している状況です。

現在の状況等が確認できました。

この質問の意見要望は後程述べさせていただきます。

続いて、奈良市都市公園に係る移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例が、平成25年4月1日より施行されています。

条例の施行以降、奈良市の街区公園等の改修は条例にすべて準じたものとなっているのか、公園緑地課長お聞かせください。

新たに公園を新設した時や再整備時には「奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に準じて施工を実施している。

また、開発事業に伴う公園を新設する時には、基本的な意見事項として条例に基づく構造とするように指導を行っている。

奈良市の条例の中身を確認すると、国に準じた内容になっています。

例えば神戸市では、公園整備にあたっては「誰もが使いやすい公園づくり」を目指す必要があり、国の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例施行規則」等も踏まえ、「ユニバーサルデザイン」による公園整備の推進を目的に、「神戸市バリアフリー公園整備マニュアルーユニバーサルデザインを目指してー」を策定されておられます。

奈良市と違う点は、標準的な整備内容とともに、望ましい整備内容も含めている点です。具体的な内容はここでは控えますが、奈良市も一歩踏み込んだ取組が共生社会・インクルーシブ社会に繋がりますので、ご検討よろしく申し上げます。

特定事業とは、生活関連施設・経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業などがあります。バリアフリー基本構想に定めた特定事業は、事業者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられています。

特定事業は、基本構想の目標年次である令和2年度までに実現性が高いものを設定しています。しかしながら、計画が未実施のままとなっているものがあります。

この状況を都市整備部はどのように認識しているのか、令和3年度から改善していく予定があるのか、その見解を都市整備部長お聞かせください。

都市公園特定事業計画では、だれでも利用しやすく、気軽にくつろげる公園の整備を行うという整備方針に基づき事業を実施している。

100年会館北側の時の広場はベンチを設置、JR奈良駅線路横の菩提川公園は視覚障害者誘導用ブロック及びベンチ等の休憩スペースを整備した。

また、旭水公園のスロープ部の手すりの設置については、今年度に予算要求を行い、令和4年度に実施してまいりたい。

さらに、川之上町街区公園と旭水公園の視覚障害者誘導ブロックの設置については、関係課と調整を行い実施に向けて検討していきたい。

旭水公園のスロープ部の手すりについては、今年度予算要求し、令和4年度実施していただけるということでありありがとうございます。

その他の事業内容については、今後、関係課と調整を行い実施に向けて検討していただけるということですが、調整の中で様々な課題が出てくることも考えられます。その中で、財政などの問題ではなく、構造上の問題等で現実的にできないことが出てきた場合には、その理由と一緒にご報告をしていただけるようお願いいたします。

次に、六条奈良阪線の街路事業について伺います。

奈良市バリアフリー特定事業計画に基づく道路特定事業計画では、六条奈良阪線を整備対象とし、安全で快適な移動空間の確保を目指し、道路の移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備を実施するとの整備方針を示し、様々な改善も求められています。

また、奈良県住みよいまちづくり条例には、対象施設や設備の範囲に道路が位置づけられています。

今回決算で計上されている街路事業は、これらをすべて準じた事業となっているのか、道路建設課長お聞かせください。

今回の決算で計上されている六条奈良阪線の街路事業については、道路の移動等円滑化基準、また、奈良県住みよいまちづくり条例に準じて事業を行っております。

続いて、道路特定事業計画によると、令和2年度までに3事業が完了する予定になっています。

例えば、北部第360号線はラインによる歩行空間の確保との事業内容になっていますが、事業は実施済みと考えてよいのか道路建設課長お聞かせ下さい。

北部第360号線の事業内容であるラインについては実施済みです。歩道については、道路幅員が狭いことから設置は困難であり実施できません。

続いて、先程にも申した通り、奈良県住みよいまちづくり条例では、対象施設や設備の範囲に道路が位置づけられています。

そこでこの条例の施行以降、奈良市の道路の新設や改修は条例にすべて準じたものとなっているのか、道路建設課長お聞かせください。

条例の施行以降の道路の新設や改修については基本的に条例に準じて行っておりますが、

道路との隣接の家屋等との取合いなどにより現実的に出来ない箇所もあります。

続いて、奈良市バリアフリー特定事業計画に基づく公共交通特定事業計画では、駅前広場として近鉄奈良駅とJR奈良駅のわかりやすい案内板の設置及び改善等の検討を示しています。一部は、令和2年度に実施予定となっているものもあります。

そこで、これまでの進捗状況を土木管理課長お聞かせください。

駅前広場の案内板の設置等については、関係機関との協議のうえそれぞれが設置しており、解りやすい案内板の設置及び改善等については、関係機関に申し送りして参ります。

続いて、奈良市バリアフリー特定事業計画に基づく公共交通特定事業計画では、歩道改良の際には、誰もが安全で快適にバスの利用ができるよう、バス停の改良も併せて検討すると整備方針を示し、バス停部分の歩道の幅の確保と、バス停部分の歩道をマウントアップに改良し、歩道とバスの床の高さの差を小さくすると示しています。

そこで、このことが実施されているのか土木管理課長お聞かせください。

道路の拡幅工事の際には、道路建設課が「奈良市移動等円滑化のために必要道路の構造に関する基準を定める条例」に基づいて工事を実施しています。ただ、道路の拡幅工事以外の工事については、現況に合わせた形の工事になりますので、条例に基づいた工事が実施できない所もあります。

先程も申しましたが、特定事業とは、生活関連施設・経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業などがあります。バリアフリー基本構想に定めた特定事業は、事業者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられています。

特定事業は、基本構想の目標年次である令和2年度までに実現性が高いものを設定しています。

しかしながら、建設部が担当する特定事業計画の進捗率は、他の事業者に比べて実施済みが極端に少なく、多くの計画が未実施のままとなっています。

この状況を建設部はどのように認識しているのか、令和3年度から改善していく予定があるのか、その見解を建設部長お聞かせください。

特定事業計画には、先ほど道路建設課長が答弁したとおり、計画を進めている案件もございますが、道路区域外に影響を及ぼす箇所も多く見受けられることから建設部独自で実施することが困難な案件も多く、関係機関との協議も必要なこともあり、計画が進みにくい状況でございます。

計画から5年たっており、現状課題への対応の可否を含め、計画を見直してもらう必要もあると考えます。

当時、奈良市バリアフリー特定事業計画の事業内容をどのような過程を経て、策定されたのかわかりませんが、答弁でもいただいているように、現実的でなく困難な事業も多数含まれていることが、質問の作成過程で見えてきました。

また事業内容の担当部署も、きちんと精査されていないこともわかっており、それによる弊害も出てきています。

当事者の方々からの改善を求める気持ちは重々承知しています。しかし、現実的でなく困難な事業内容については見直し、その代替措置として、誰でも困っている人がいれば自然と手を差し伸べる人達を増やしていくよう「こころのバリアフリー」を市としてさらに推進していくほかありません。

この状況をこのままにすれば、進捗率はほとんど変わることはないと思います。

現在の状況を一步でも二歩でも前に進めていくためには、部長からも答弁をいただいたように、計画から5年が経っていることを良い機会と捉え、現状課題への対応の可否を含め、特定事業計画を見直すことが必要であります。

その見直しの道筋を立てていくためにも、建設部や都市整備部の皆様の協力が不可欠でありますので、ご協力をお願いし、私としても道筋が整うよう、この課題に引き続き取り組んでまいります。

次に、都市計画事務経費に関連し、八条・大安寺周辺地区のまちづくりについて伺います。

令和2年度八条・大安寺周辺地区においてまちづくりを進めていくため、「八条・大安寺周辺地区まちづくりワーキング」を新たに設置し、県と市が連携を図りながらコンセプト（案）をまとめられたようですが、そのコンセプト（案）の概要をJR新駅周辺整備推進課長お聞かせください。

八条・大安寺周辺のまちづくりのコンセプトについてですが、コンセプトとしては、「新たな産業・交流の創造と緑・文化豊かな暮らしやすさを実現するまち」とし、その実現に向けて4つの基本方針案を設定しております。

一つ目は、新産業創造拠点の形成、二つ目は、更なる交流を創出する人が主役の交通結節点づくり、三つ目として、緑・文化豊かで暮らしやすい都市空間づくり、四つ目は、地域の暮らしを守る安心・安全なまちづくりとしております。

特に、令和12年度に開業予定のJR新駅東側に広がる地域については、奈良市の未来・経済を牽引する新産業創造拠点の形成を進めていきます。

続いて、「八条・大安寺周辺地区周辺地区まちづくりワーキング」の議事録概要を拝見し

ていると、第2回目では、福祉、障害者に特化したスマートシティ・まちづくりといった視点も考えられるといった意見や、障害者も暮らしやすい環境、ユニバーサルデザインへの対応の意見が出ていたようです。

一方で、令和2年3月に、奈良市バリアフリー基本構想の上位計画として、奈良市ユニバーサルデザインマスタープランが策定されています。

そこでは、新駅整備を契機とした奈良市のバリアフリーモデルとなる地域づくりが基本方針と掲げられ、そこには、今後、新駅の設置とあわせて、新たな広域交流拠点としての整備が進められる予定であり、設計段階からバリアフリーを意識したまちづくりを検討することが重要です。本地区のみならず他の地区へと展開できるよう、当事者の意見を聞きながら、市のバリアフリーモデルとなるようなまちづくりを推進しますと謳われています。

今後、八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画の策定に向けた検討を進めていかれると思いますが、そこにはこれらの意見や奈良市の基本方針が反映された内容となるのか、JR新駅周辺整備推進課長お聞かせください。

当該地区は、奈良市ユニバーサルデザインマスタープランにおいて、移動等円滑化促進地区に指定され、地区の将来像として新駅整備を契機とした奈良市のバリアフリーモデルとなる地域づくりとされており。また、まちづくりのコンセプトの基本方針の一つである、地域の暮らしを守る安心安全なまちづくりの中では、災害時の共助の要となる地域の連帯感や助け合いの意識を高めていくため、地域コミュニティの強化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入、歩行者の安全確保対策等により、誰もが安全・安心に活動し、暮らすことができる環境づくりをとっております。今後、奈良市ユニバーサルデザインマスタープランと整合を図りながら、八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画の策定を進めます。

まちづくりなどをデザインをする上で、子ども、高齢者、障害者など、これまでマイノリティだと考えられてきたユーザーをデザインプロセスに積極的に巻き込み、課題の気づきからアイデアを形にしていくまでの過程と一緒にデザインしていく手法のことを「インクルーシブデザイン」と言います。

私がこれまで提唱している「ユニバーサルデザイン」の手法は、一つの商品を幅広いユーザーを取り込めるよう対象を広げていくのに対し、「インクルーシブデザイン」の手法は、極端なニーズからマジョリティが気づかないような潜在的ニーズを掘り起こし、多く人が使いやすいデザインを見いだそうとするのが特徴です。

最近では、国立競技場がこの手法を取り入れて施設をデザインされていますが、ネット等を調べれば、私達の気が付かないところで、多くの企業や自治体がこの手法を取り入れ、施設や商品、まちづくりに活かしています。

これまでと似た方法でまちづくりを進めてしまうと、似たようなデザインとなってしまいます。新たな価値や創造の見いだせる可能性のある街に、企業や人々は集まってきます。

その一つとして、私は「インクルーシブデザイン」の手法を用いることが必ず必要と考えます。

先程、質問でも申しましたが、奈良市ユニバーサルデザインマスタープランには、本地区のみならず他の地区へと展開できるよう、当事者の意見を聞きながら、市のバリアフリーモデルとなるようなまちづくりを推進しますと謳っています。

これを本気で取り組んでいただけるのなら、令和12年まで期間はまだまだ多くありますので、ぜひ、八条・大安寺周辺地区まちづくりに「インクルーシブデザイン」の手法を取り入れていただくことを強く要望します。

以上で私の質問を終わります。